

諮問番号：諮問第 29 号

答申番号：答申第 29 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡県障害者更生相談所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号。以下「施行令」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づく身体障害者手帳再交付決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。症状が悪化し、ウェアリングオフ時間（パーキンソン病治療薬の薬効が切れて動けなくなる現象が生じている時間）が頻繁で長い。日常生活は家族の支えで何とか行えているものの、不便で著しい制約があるにもかかわらず、3 級というのは認めることができない。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令、国からの通知等の規定に沿って適正に行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、処分庁が、審査請求人の障害等級を 3 級と判断したことに違法又は不当な点はないかということにある。

身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付は、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号。以下「施行規則」という。）別表第 5 号に基づいて等級を決定して行う仕組みとなっている。

障害の判定に関しては、国から「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義につい

て」(平成15年2月27日障企発第0227001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知。以下「疑義解釈」という。)等の通知が出されており、処分庁は、これらの通知を手帳交付申請に係る審査基準として定めているため、以下では、本件処分が法令及びこれらの通知に沿って適正に行われたかを判断する。

審査請求人の障害のうち、両上肢の障害については、前回の手帳交付時に5級相当との認定を受けていること、動作・活動能力(ADL)においても介助を要する状態が認められることから、前回どおり5級相当の障害と認められる。

パーキンソン病に係る認定については、診断書・意見書の関節稼動域(ROM)及び筋力テスト(MMT)は問題なしとされており、疑義解釈に従うと、動作・活動能力(ADL)その他の診断書・意見書の記載から判断することになる。

診断書・意見書のADL欄において、立つことには手すりを必要とし、様式便器に座することも半介助とされており、総合所見欄には、起立に介助を要すること、長時間起立位を保てないことが記載されている。これは体幹機能障害の2級の具体例に該当すると認められる。

一方、ADL欄においては杖を利用するの屋外移動及び手すりを利用するの階段昇降が半介助であること、総合所見欄においては長時間歩行ができない旨の記載があることからすると、長時間でなければ歩行が可能な状態であり、体幹機能障害の3級の具体例に該当すると認められる。

疑義解釈では、障害の状態が、連続する等級の間である場合は、より近いと判断される等級で認定されるべきものであるとの考え方が示されていることから、2級と3級のどちらの等級と認定するか決めるために、処分庁は、医師によって構成される福岡県障害程度審査委員会(以下「審査委員会」という。)に審査を依頼し、審査委員会は、審査の結果3級相当と判断している。

以上のことから、審査請求人の体幹機能障害が2級と3級の間接的な状態と認められるところ、処分庁は、審査委員会の意見聴取という慎重な手続を踏んだ上で、審査請求人の障害の程度を総合的に判断し、体幹機能障害について3級相当と認定した。このことを誤りということとはできない。

また、手帳の交付に当たって、処分庁は両上肢の機能障害(5級)と体幹機能障害(3級)を合わせて3級で交付しているが、この点について誤りは認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点

は認められず、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

平成 29 年 6 月 28 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、同年 8 月 1 日の審査会において、調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

手帳の交付の前提となる障害の程度の判定に関して国が示している認定基準等の通知については、それ自体、法的拘束力を有するものではないが、多数の判定につき、その客観性と公平性を確保する観点から定められたものであり、これに準拠して判定をすることは合理的であるといえることができる。

また、障害の程度の個別具体的な判定は、指定医師が作成した診断書をもとに処分庁が行うものであるが、その障害の程度に関する判定・判断は、専門的・医学的判断を前提とした処分庁の合理的な裁量に委ねられているものと解すべきである。

本件処分は、審査委員会からの意見聴取という手続を踏んだ上で、法令、疑義解釈等に沿って適正に行われており、その判断過程に特段の誤りは認められず、処分庁の判断は合理的な裁量の範囲内であるといえる。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付、反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められることから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第 1 のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会 第 1 部会

委員 岡本 博志

委員 倉員 央幸

委員 塩田 裕美子